

子どもとともに札幌の未来を考える

～子どもの権利条例の制定へ向けての検討課題～



未来を担う世界中の子どもたちが、心身ともに健やかに育つことは、私たちの願いです。

この願いを世界共通の規範とするため、国連では1989年に「子どもの権利条約」が採択され、日本も1994年に批准しました。

しかし、この願いはかなえられていると言えるでしょうか？

「子どもだから」という理由で、子どもの意見も聴かず、我慢をさせているようなことはありませんか？近くに、いじめや虐待で苦しんでいる子どもはいませんか？

そこで札幌市では、子どもを含めた市民の声を聞きながら、子どもに関してより体系的で実効性のある施策を進める指針となる「子どもの権利条例」の制定に取り組むことにし、平成17年4月に学識経験者や公募の市民、高校生など25人からなる「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」を設置しました。

検討委員会は、懇談会や出向き調査などで「札幌の子どもたち」の現状把握に努め、このたび「中間答申書」を作成しましたので、その概要をご紹介します。

是非、多くの市民の皆さんにこの<概要版>をお読みいただき、ご意見をお聞かせいただきたいと思えます。<概要版>は、「子ども版」もあります。

一緒に、子どもたちの未来、札幌の未来を考えましょう。

1. なぜ、いま子どもの権利条例が必要なのでしょう？

★「子どもの権利」の本質って…？

子どもの本質は、「やがて大人になること」。

誰もが、子ども時代に充実した生活を送り、成長・発達する権利があります。

「子どもの権利」の本質は、この「成長・発達する権利」ではないでしょうか？そして、これを支えるのが、子どもによる「意見表明権」です。

意見表明が保障された子ども時代を過ごすことで、子どもたちは人権感覚の豊かな大人になることができますのではないのでしょうか？



② 子どもの権利に関する大人の理解の促進

子どもの権利は、子どもが一人前の人間として成長していくうえで必要不可欠のものです。その理解が不足しているために、権利侵害が生み出されている可能性があります。

子どもたちをみるまなざしを変え、子どもへの関わり方を考えるきっかけをつくる必要があります。

③ 子どもの視点に立ったまちづくりの推進

子どもたちにとって「やさしいまち」は、大人にとっても「住みやすいまち」につながります。

これからは、まちづくりの過程に子どもたちが参加し、意見表明する機会を保障する必要があります。

① 権利侵害からの救済

懇談会や出向き調査の結果、過度なストレス、休息の不足、いじめ、暴力など、子どもたちへの人権侵害がみられました。

日々成長・発達する子どもたちにとって、「今」がとても大事です。そのため、迅速に子どもたちを権利侵害から救済する必要があります。

④ 「子どもの最善の利益」を総合的に保障する法的な枠組みづくり

条例は、子どもの権利救済や意見表明、参加の仕組みを新たにつくる根拠となります。

「子どもの権利条例」は、子どもの権利条約と札幌の子どもたちをつなぐ架け橋です。

2. 札幌の子どもたちの現状は？

1. 家庭と子育て

子育ては、経済的にも精神的にも家庭・家族だけで担うことは難しくなっています。

＜家庭＞

・就学前の子どもに対するサービスや施設等は整備されていますが、こうした支援メニューにアクセスできずに孤立して悩んでいる保護者が少なくありません。

＜保育所・幼稚園＞

・保育所、幼稚園に通っている子どもたちの中には、保護者と一緒に夜遅くまで起きているなど、生活リズムや食習慣の乱れでストレスを抱えている子どもがいます。



＜児童虐待＞

・児童虐待の中では、ネグレクト（健やかな発達を妨げる減食、養育の拒否など）の割合が70%と高いことが特徴です。

・虐待相談を受けた後の被虐待児の処遇としては、在宅指導が70%を超え、地域ぐるみの援助、見守りが必要です。

2. 学校と子どもたち

学校に行っている子どもも行けない子どもも同じように悩みを抱えています。「ゆとり」がなく、過密な一週間で過ごしている子どもが少なくありません。

また、教師も、身体的にも精神的にも「ゆとり」のない状況が見受けられます。

ここでは、懇談会やフリースクールなどへの出向き調査から得られた主な子どもたちの特徴を紹介します。

＜いじめ・不登校＞

・いじめと不登校は、小学校では横ばいないし微減となっていますが、中学校ではいずれも微増傾向にあります。

・高校の場合、不登校の4割が中途退学につながっています。

＜学校づくりへの参加＞

・子どもたちから、学校の行事、児童会(生徒会)、クラブ活動などに積極的に関わりたい、という意見も出されました。そのような機会をどんどん提供していきたいものです。

＜性感染症・人工妊娠中絶＞

・札幌市は、10代の性感染症届出患者数や人工妊娠中絶の割合が全国平均を大きく上回っており、問題は深刻です。



★子どもの権利条約のポイントは？

「子どもの権利条約」は、「子どもの権利」が子どもを取り巻くあらゆる場で実現されることを求めたもの。

ポイントは、子どもを単なる「保護」の対象としてではなく、「権利の主体」として認め、子どもに「意見表明権」を保障しているところにあります。

大人は、子どもの意見を聴いて、子どもにとって「最善の利益」が何であるかを考えていく必要があるんですね！

3. 障がいのある子どもたち

・乳幼児の障がいの発見は難しく、専門家を交えての家族支援が不可欠です。

・現在、市内の保育所や幼稚園のほとんどで障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに生活する「統合保育」が行われています。子どもの成長と自立を支援する療育、福祉、教育が分離されることのないよう、総合的な取組が必要です。

・小中学校、養護学校などでは、学習面や行動面で特別な教育的支援を必要としている子どもたちがいます。今後、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が必要です。

・障がいのある子どもたちの意見表明を保障するなど、必要に応じて本人の自己決定を助ける専門家の育成が望まれます。

4. 先住民族であるアイヌ民族の子どもたち

・札幌にも多く居住しているアイヌ民族の子どもたちが、自ら「アイヌ民族」と名乗って生活するには、今もなお大きな障壁があります。今後、社会全体のアイヌ民族への理解が進むことが期待されます。

5. 外国籍・帰国者などの子どもたち

・札幌市内には、50か国以上の国籍の子どもたちが生活しており、言語、宗教、食生活などの違いから、学校をはじめ生活するうえで様々な困難があります。

6. 性的少数者の子どもたち

・性同一性障がいなど性的少数者の子どもたちが抱える問題は、深刻であるにも関わらず、放置されているという現状があります。

7. 地域の中の子どもたち

・子どもたちは、友だちや周りの大人との関係の中から、様々な体験を積み重ね、成長・発達していきます。

＜放課後の子どもたち・留守家庭の子どもたち＞

・保護者の就労などで、放課後、留守家庭の子どもが増えています。保護者の目の届かない場では、「家庭」「地域（施設）」「学校」の三者の連携が不可欠です。

・子どもが学校から自宅に帰るまで「安心して過ごせる場」の確保が求められます。

＜児童養護施設の子どもたち＞

・児童養護施設に入所している子どものおよそ60%が過去に家庭において虐待行為を伴う不適切な養育を経験しています。

＜地域の環境と子どもたち＞

・都市化の進展とともに、子どもたちが外に出て遊びたくなる空き地や原っぱが少なくなっています。

★「権利と義務」の関係は…？

子どもの権利を認めると、「我がままになつたりするんじゃないか。」と心配になりませんか？

権利を主張するなら、義務をきちんと果たすべき、と考える方もいると思います。

でも、子どもの権利は、何かの義務を果たすことを条件に認められるものではないはず。

生まれながらに誰もが持っているものなんです！

社会の中で、権利と権利が衝突することはあるかもしれませんが、そのときは、一方の意思を押し通すのではなく、お互いの権利を尊重し、調整することが大切です。調整して決めた結果を尊重する必要がありますよね。



3. 条例制定に向けての課題は何か！？

課題1. みんなで「子どもの権利」を学ぼう！

子どもの権利に関する関心や理解は、まだ十分とはいえません。

子どもと大人が子どもの権利を学ぶ運動を粘り強く続けていく必要があります。

「子どもの権利推進月間」なんてあったらいいですね！



課題3. 意見表明、参加の権利を保障

子どもを権利の主体として尊重し、意見を聴くことは民主主義の基本です。子どもが学校運営やまちづくりなどに参画でき、子どもと大人と一緒に議論することができる場や機会を保障することが大切です。

子どもの意見が反映された「札幌のまちづくり」って、とてもステキですね！

課題2. 生活の中での権利保障

子どもの権利条約が掲げる4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を柱として、分かりやすい平易な言葉で、家庭・地域・



学校で保障されなければならない子どもの権利を具体的に条例に明記する必要があります。

課題4. 子どもの成長・発達を支える地域社会の再生

地域は子どもたちの「育ち」の場ですが、近年は都市化とともに地域の「子育て力」は弱くなっています。

地域の「子育て力」を復活させませんか！

地域に住み、様々な活動をしている大人たちが手を取りあい、子どもを見守る地域社会を築いていく必要があります。

課題5. 居場所の確保と育つ環境の保護

今の子どもたちは、「時間・仲間・空間」の3つの「間」が足りなくなっています。

子どもたちがありのままの姿で安心して過ごせる「居場所づくり」を推進するとともに、子どもたちが生活し育つ環境については、特別に保護する必要があります。



課題8. 子どもの権利に関する専門委員会の設置

条例が制定された後も、子どもの権利が札幌市の施策の中で実施されているかを継続的に検証する必要があります。

そのために、「子どもの権利に関する専門委員会」を札幌市から独立して設置したいと思います。委員には、子どもが入るといいですね！

課題6. 障がい、民族、国籍、性別などによる差別や不利益の解消と権利の保障

子どもは、誰でもかけがえのない存在です。しかし、残念ながら障がい、民族、国籍、性別などを理由とする差別がなくなっておりません。

子どもたちが差別や不利益を受けない権利を保障し、お互いに違いを認め合い、尊重する社会を目指す条例にする必要があります。

課題9. 権利救済制度の設置

もし、権利侵害が起こってしまった場合…。そのときは、迅速に救済を図る必要があります。

子どもの最善の利益の確保を目的に、子どもの立場に立って子どもを代弁する独自の救済制度（子どものオンブズパーソン制度）を考えていきたいと思っています。

課題7. 子どもの育ちや成長に関わる人への支援

子育てを今まで以上に楽しく、夢のあるものにするには、子どもとともに保護者も育つような「子育て・子育て支援、家族支援」が必要です。

また、支援の必要は、保護者だけではなく、子どもの育ちや成長にかかわる大人（学校、施設の職員）も同様です。大人が心にゆとりをもって、子どもたちに接していけるようにしたいものですね。

★「子ども委員会」発足します！！

これまで、懇談会や出向き調査で多くの子どもたちの意見を聴いてきました。その結果つくられたのが、この中間答申。でも、これからが条例制定作業の本番です。

もっと多くの子どもたちが、自ら子どもの権利条例づくりについて考えてもらうために、平成18年2月に新たに「子ども委員会」を立ち上げることになりました。

現在、検討委員会のなかの3人の高校生委員も設立に向けて奮闘中。どんな委員会になるか…、ホームページや子どもの権利NEWSでお伝えします。えう、ご期待！

中間答申書に対するご意見大募集！！

中間答申書概要版、いかがでしたか？

今後も検討委員会では、条例づくりに向けてさらに検討を進めますが、よりよい条例を目指して、皆さまのご意見をいただきたく思います。特に、「こんなことを条例に盛り込んだら？」などのご意見を募集します。

ご意見は、右に記載している担当課へ、郵便、FAX、メールにて2月28日(火)までに送付下さい。

ホームページ「子どもの権利ウェブ」からも投稿できます。

また、中間答申書本書は、「子どもの権利ウェブ」で閲覧できるほか、右記担当課や区役所でも配布しております。



皆さまからのご意見、お待ちしております！



●お問い合わせ・ご意見送付先

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

【住所】〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館3階

【電話】011-211-2942 【FAX】011-211-2943

【e-mail】

kodomo.kenri@city.sapporo.jp

【子どもの権利ウェブ】

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



さっぽろ
02-G01-05-797
17-2-160